

しんあいアシストサービス（自費サービス）契約書

_____様（以下「利用者様」と略します。）と株式会社しんあい（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下の通り契約（以下「本契約」とします。）を締結します。

（契約の目的）

第 1 条 事業者は、お客様に対して自費介護サービスを提供し、お客様は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第 2 条 この契約期間は以下のとおりとします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（自費介護サービスの内容）

第 3 条 事業者が利用者に対して行う自費介護サービスにおいて、提供できるサービスは次の通りです。

- ① 身体介護
食事介助・入浴介助・排泄介助・服薬介助など
- ② 家事支援
ゴミ出し・調理・後片付け・掃除・洗濯・布団干し・庭の手入れ（草むしり）買物代行など
- ③ 付き添い介助
散歩・墓参り・病院見舞い・美容院・通院の付き添いなど
- ④ 入退院支援
入院時・退院時の準備や付き添い・入院中の見守りなど
- ⑤ 見守り支援
ご自宅に伺い様子確認や見守りなど

(自費介護サービスの提供方法)

第 4 条 事業者が提供する自費サービスの利用回数、利用料は「契約書別紙（重要事項説明書）」の記載の通りです。

- 2 利用者は事前の申し出により、自費介護サービスの内容を変更する事ができます。
- 3 事業者は訪問介護員が行うサービス提供毎にお客様の確認を受けることとします。

(利用料の支払い)

第 5 条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払いは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載のとおりです。
- 3 利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。
- 4 利用者はサービス実施中の交通費（通院・買い物等の際に公共交通機関を使用した場合）を負担します。

(利用料の変更)

第 6 条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1 か月以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第 1 項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文章をもって本契約を解除することができます。

(利用者の解約権)

第 7 条 利用者は、本契約の有効期間中、契約解除を希望する日の 7 日前までに事業所が指定する書面により、本契約を解除する事ができます。但し、お客様の急変、急な入院などの止むを得ない事情のある場合は、契約解除する 7 日以内であっても、この契約を解除する事が出来ます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
 - (2) 事業者が、第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第 8 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により 2 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

(契約の終了)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第 2 条第 2 項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第 8 条第 1 項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第 6 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第 7 条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 8 条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者様が死亡した場合

(損害賠償)

第 10 条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任に問えない場合はこの限りではありません。

(守秘義務)

第 11 条 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第 12 条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口に対して、いつでも苦情を申し立てる事ができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(緊急時の対応)

第 13 条 事業所は自費介護サービスの提供中に、利用者の身体の状態に著しい変化が見られた場合は「緊急連絡票」に記載されているご家族に速やかに連絡します。

「緊急連絡票」

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

(サービス内容等の記録の保存)

第 14 条 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、完結の日から 5 年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族は含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求める事ができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第 1 項の記録の写しを交付する事ができるものとします。

(契約外条項)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、利用者及び事業者の協議により定めます。

しんあいアシストサービス（自費サービス）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者様へ説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 しんあい
主たる事務所の所在地	〒422-8005 静岡市駿河区池田 765 番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 本田弘哉 梅沢渉
電話番号	054-295-9861

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護 しんあい
サービスの種類	訪問介護・訪問介護相当サービス
事業所の所在地	〒422-8005 静岡市駿河区池田 767-1
電話番号	054-267-8872
管理者の氏名	大井 裕也
通常の事業の実施地域	静岡市

3 提供するサービスの内容

①身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・服薬介助など

②家事支援

ゴミ出し・調理・後片付け・掃除・洗濯・布団干し・買い物代行・庭の手入れ（草むしり）など

③付き添い介助

散歩・墓参り・病院見舞い・美容院・通院の付き添いなど

④入退院支援

入院時・退院時の準備や付き添い・入院中の見守りなど

⑤見守り支援

ご自宅に伺い様子確認や見守りなど

4 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	24 時間

5 利用料金

30分	1,650円（税込）
1時間	3,300円（税込）

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

6 交通費

自宅から5kmまでは	無料
5kmから8kmまでは	500円（1回につき）
8kmから10kmまでは	1,000円（1回につき）
10kmから15kmまでは	2,000円（1回につき）

7 キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料を頂きます。ただし、利用者様の体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の24時間前	無料
利用予定日の6時間前	利用者負担金の60%の額
利用の当日キャンセル 連絡のない場合等	利用者負担金の100%

8 支払い方法

上記の利用料は、1ヶ月まとめて請求致します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に利用者様が指定する口座より引き落とします。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者様の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様のご家族にご連絡いたします。

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	TEL 054-262-8872 担当 大井
---------	------------------------

12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたい事は、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務ができませんので、あらかじめご了解ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③契約者ではない方のサービス提供

(2) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できるだけ早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

13 対応する職員について

全日、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者、介護福祉士のいずれ

かの資格を保有しております男性及び女性職員が対応させていただきます。

(男性、女性の選択をすることが出来ます)

14 その他

- ① 職員の指定、変更は致しかねます。支援内容によっては対応できない場合もございます。
- ② 駐車場が必要な場合、15 kmを超える移動が必要な場合は別途実費が必要になります。(15 kmを超えた移動の超過分に対して1 km 25 円、小数点以下切り捨て)
- ③ 年会費、入会金、初回加算などは一切ございません。長時間の場合、お手洗いや手洗い場をお借りする事がございます。
- ④ 本サービスは介護保険制度ではなく、自費サービスとなりますが、介護保険制度と組み合わせて利用した場合、介護保険利用時のサービス提供時間分は差し引いて請求させていただきます。
- ⑤ 介護保険制度利用中の人身的事故、物損事故に関する保険には加入しておりますが自費サービス中の物損事故の場合の保険には加入しておりません為、事故リスクの高いサービス内容の場合、お断りする事もございます。また、サービスチェックの為、サービス管理者等と複数人で支援させて頂く場合がございます。

以上のとおり、自費介護サービスに関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第14条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

住 所

氏 名 _____

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

住 所

氏 名 _____

(事業者) 私は、利用者様の申し込みを受託し、この契約書に定める各種のサービスを、誠実に責任をもって行います。

住 所 静岡県静岡市駿河区池田765番地
事 業 者 株式会社しんあい
氏 名 代表取締役 本田弘哉 梅沢渉